

2010年環境影響評価法改正 改善すべきポイント NACS-Jからの提言 ～今後のアセス制度のあり方～

2009年12月11日(金) 10:00～12:00
中環審環境影響評価制度専門委員会ヒアリング

日本自然保護協会 (NACS-J)
保護プロジェクト部 大野 正人

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■ 今後のアセス制度のあり方 改正の方向性をどこにむけるか

■ 社会背景

2010年生物多様性条約第10回締約国会議開催(日本・名古屋)
締約国、すべての人々が共通に追求する「ポスト2010年目標」が主要議題

「ポスト2010年目標」(日本政府案)

中長期目標(2050年)「生物多様性の損失を止め、その状態を現状以上に豊かなものとする」

個別目標B: 開発事業、貧困対策と生態系の保全を調和させるための手法を普及・確立させる。
達成手法B3 開発行為にあたり、生物多様性の保全への配慮がなされるよう、各種方策を実施する。 Ex. ①事業の特性に応じた戦略的環境影響評価の推進、②ミティゲーション(回避・低減・代償)の適切な実施、③開発援助に際しての生態系配慮の実施

■ 生物多様性の損失を止めるために

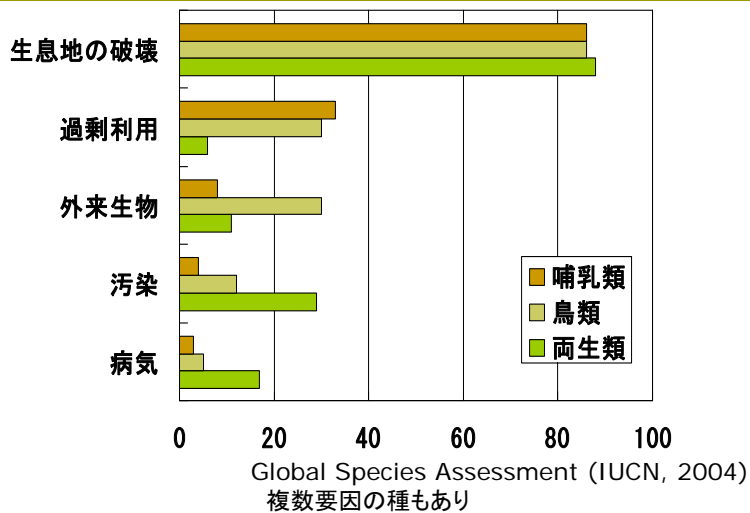
「IUCN レッドリスト2004 危機要因の約8割が生息地破壊」

「開発」に対して事前に回避できる(可能性をもった)制度

生物多様性の保全を強く進める 制度への転換

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

種の絶滅・生物多様性の損失 要因は何か



日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■ 提言1

戦略的環境アセスメントを含めた制度とする

- 2007年 第三次生物多様性国家戦略・2010版案再掲
「戦略的環境アセスメントなどの導入に向けた一層の取組を進めることが必要」
- 2008年 生物多様性基本法
第二十五条 事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進 「適正に配慮することを推進するために、(中略)必要な措置を講ずるものとする」

事業アセスのみでは、
生物多様性の損失速度を下げることは期待できない

この機会に制度化を先送りせず、
SEA実施も可能とする制度設計とする

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■提言1

戦略的環境アセスメントを含めた制度とする

- **第一条**（目的）この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者が**その事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うこと**が環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、（略）、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

事業の実施の遂行が前提のなかで
「環境の保全について適正な配慮がされる」といえるだろうか？
複雑化する問題に社会合意をもって解決できるだろうか？

目的の条項を見直し、「**事業の実施に当たり**」を削除
位置規模を検討する段階のアセス手続き(SEA)が可能となる

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■提言2

生物多様性の観点から対象事業を判定する

- 対象事業を事業種、主体、規模だけ規定

生物多様性の重要な地域では、
主体や規模に関係なく **致命的な影響が起こる。**

例: ヤンバルでの林道建設、山間部での風力発電と希少猛禽類、
瀬戸内海上関原発、埋立用の海砂採取、リニアモーターカー計画・・・など

これからの日本社会で
・「コンクリートから人へ」国の大規模公共事業の変革
・地方分権が進む 税源とともに地方へ
国の事業、補助金・交付金、許認可・・・が法対象のままがいいのか。
国家的な環境の損失を止めることができるのか。

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■提言2

生物多様性の観点から対象事業を判定する

- 国家的に重要な(センシティブな)地域・種に対し、
条例や自主アセスでは不十分
国として戦略的意欲的な保全の姿勢を示していく必要がある



生物多様性の重要な地域の区分を綿密にすべき(スクリーニングマップ)
当面、既存のある情報からだけでも・・・
国立公園から重要湿地500なども含め
種の保存法政令指定種+環境省レッドリスト>>生息生育地
アセス法対象として、民間でも小規模でも環境省が監視・関与できるように

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN

■提言3

事後調査のチェックと事業への反映を 厳格にする

- 事後評価の推奨程度では、
 - ・科学性の乏しい影響予測と安易な移植だよりの保全措置
 - ・事後調査を検証するはずの専門家会議が機能しない
 - ・予測以上の影響があっても事業は見直されない
例: 泡瀬干潟の海草藻場移植
- 不確実性がともなうがために、順応的に事業見直す

事後調査を厳格にする
評価書・・・事後調査計画(保全措置を含む)
(工事中・共用後)
事後調査報告書の公表、住民意見提出の機会
モニタリング会議、事業改善の大臣勧告、罰則規定

日本自然保護協会
THE NATURE CONSERVATION SOCIETY OF JAPAN